

部会において今後検討を要する事項

障がい者計画策定・推進部会

【課題】

2022（令和4）年度は障がい者等基礎調査を実施し、2024年（令和6）年3月に次期計画を策定していく必要がある。

第1回：令和3年10月28日、第2回：令和4年2～3月ごろ

（スケジュール予定）

会議及び会議内容等	
2021（令和3）年度	計画策定WG設置の検討
2022（令和4）年度	計画策定WGの開催、基礎調査票の検討・確定 基礎調査実施
2023（令和5）年度	次期計画策定

地域自立支援協議部会

【課題】

国の基本指針において、令和5年度末までの間、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上の運用状況の検証を行うこととされており、本市では、「体験の機会・場」の機能について、親元からの自立等にあたり一人暮らしの体験の機会・場を提供する方法を検討するとともに、すでに整備した各機能についても、障がいのある人が地域で安心して生活できるものとなるよう、自立支援協議部会において検討を行う。

その他、各区の地域自立支援協議会から集約された市の施策として取り組むべき課題に関する協議や、区障がい者基幹相談支援センターの運営評価などを行う。

第1回：令和3年10月1日、第2回：令和4年2～3月ごろ

発達障がい者支援部会

【課題】

今年度の部会において、発達障がい者支援センター及び発達障がい者支援施策の実施状況、切れ目のない支援の引継ぎの仕組みづくりについて、その他の事項について検討していく必要がある。

第1回：令和3年10月18日、第2回：令和4年2～3月ごろ

障がい者差別解消支援地域協議部会

【課題】

障がいを理由とする差別事例にかかる相談窓口における対応状況等に対して、委員の皆様から差別解消に向けた意見をいただきながら効果的な研修や啓発への取り組みを進めていく必要がある。

令和3年4月に大阪府の差別解消条例の改正があり、府内事業所による合理的配慮の提供について、これまで努力義務であったものが義務化された。また、令和3年5月に改正障害者差別解消法が成立し、同年6月には公布され、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において施行されることとなった。施行されれば全国の事業所による合理的配慮の提供について義務化されることになる。本市としてはこれまで同様、各相談事例に対応するとともに、事業所による合理的配慮の義務化についても部会で意見をいただきそれらを踏まえた周知啓発を行い、障がいを理由とする差別の解消への取り組みを進めていく。

第1回：令和3年9月27日、第2回：令和4年2～3月ごろ

精神障がい者地域生活支援部会

【課題】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、事業の取組状況の報告や、委員より寄せられた提案や意見を踏まえ、様々な課題を明らかにしたうえで、今後の具体的な取り組みについて協議していく。

第1回：令和3年10月1日、第2回：令和4年2～3月ごろ